



児童扶養手当・特別児童扶養手当の「現況届」をお忘れなく

現況届は、11月以降の手当の受給可否を決定する大切なものです。提出されないと資格があっても手当を受けることができなくなりますので必ず提出してください。

また、所得超過等により支給停止となっている人でも、状況等の変化により新たに該当する場合もありますので、手続きをしてください。

児童扶養手当とは

父母の離婚、父又は母の死亡などで父又は母と生計が異なる子どもを育てている方や、子どもを育てている父又は母に一定の障害があるときに支給される手当です。



ひとり親家庭のための特別相談会

再就職や転職、母子父子寡婦福祉資金貸付等の相談会を行います（予約優先）。

- 日時 ①8月21日(水) ②8月22日(木)
午前9時30分～11時30分、午後1時～4時
- 会場 市役所2階201会議室
- 申込 電話で埼玉県北部福祉事務所（☎22-0101）へ



ひとり親家庭等医療費支給制度をご存じですか

ひとり親家庭等医療費支給制度は、ひとり親家庭等を対象に、医療機関で支払った医療費の一部を支給する制度です（事前登録）。なお、児童扶養手当に準じた所得制限があります。

- 対象
 - ・ひとり親家庭の親と子ども
 - ・養育者（親に代わって子どもを育てている家庭の保護者）と子ども
 - ・父(母)に一定の障害がある家庭の母(父)と子ども



JR定期乗車券割引制度

児童扶養手当の支給を受けている世帯の方が、JRの「通勤用定期乗車券」を購入する場合に、割引（3割引）が受けられる制度です。
※学生は学割優先のため、利用できません。

特別児童扶養手当とは

精神、又は身体に一定の障害のある子どもを育てている人に支給される手当です。

- 受付期間 8月1日(休)～30日(金)（土・日・休日を除く）
※特別児童扶養手当の受付期間は8月14日(休)～26日(月)。
- 受付 子育て支援課（市役所2階）、支所市民福祉課（アスパアこだま内）
- 用意 印鑑、（特別）児童扶養手当証書等
※8月上旬までに通知を発送します。届かない場合はご連絡ください。なお、現況届用紙は受付場所にあります。



未婚の児童扶養手当受給者の方に給付金が支給されます

児童扶養手当の受給者のうち、未婚のひとり親の方に対して、今年度、臨時・特別の措置として、給付金を支給します。

- 支給額 17,500円
- 申請期間 12月2日(月)まで
- 用意 申請書、戸籍謄本等
※該当と思われる方には児童扶養手当現況届の案内通知に申請書を同封しています。

※「子ども」とは、18歳に達した年度の末日までの人（一定の障害がある場合、20歳未満の人）です。

- 用意 申請者と子どもの健康保険証、通帳（申請者名義のもの）、印鑑
※他の書類が必要となることもありますので、申請前にお問い合わせください。

- 用意 写真（6か月以内に撮影した縦3cm×横2.5cm）、児童扶養手当証書、印鑑、免許証等の本人確認書類



ひとり親家庭のための自立支援給付金制度

■高等職業訓練促進給付金等

①高等職業訓練促進給付金

ひとり親家庭の親が、対象となる資格を取得するため、1年以上養成機関等で修業する場合に給付金を支給します。

通学制が原則ですが、働きながら資格取得を目指す場合には通信制の利用も可能です。

- 支給期間 修業する期間（上限4年）
- 対象資格（准）看護師、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、保健師、社会福祉士等
- 支給額（月額）
 - ・市民税非課税世帯…10万円
 - ・市民税課税世帯…7万500円

- 申請 事前相談の上申請し、支給が決定した場合は、毎月給付金の請求をしてください。

②修了支援給付金

高等職業訓練促進給付金受給者に、養成課程修了後に支給します（要申請）。

- 支給額
 - ・市民税非課税世帯…5万円
 - ・市民税課税世帯…2万5,000円

■高等職業訓練促進資金貸付事業

「高等職業訓練促進給付金」を活用する、ひとり親家庭の親に対し、入学準備金・就職準備金を貸し付けることで修学を支援する、埼玉県社会福祉協議会の制度です。



ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

- 対象 児童扶養手当の支給を受けているか又は同様の所得水準にある市内在住のひとり親家庭の親及びその20歳未満の子ども

- 対象講座 民間事業者などが実施する「文部科学省 高等学校卒業程度認定試験」の合格を目指す対策講座
- 支給内容 受講費用の最大60%相当額
 - 受講修了時給付金
 - 受講費用の20%（10万円が上限）

この貸付金は、養成機関を修了し、資格取得した日から1年以内に、その資格を活かして県内で就職し、5年間従事した場合、返還の債務が全額免除されます。

- 貸付額
 - 入学準備金 50万円以内
例：入学金・教材費等の納付、学用品等
 - 就職準備金 20万円以内
例：転居費用、被服費、移動用自転車等
- 利子 保証人あり：無利子
保証人なし：返還の債務履行猶予期間は無利子ですが、返還の債務履行猶予期間経過後は年1.0%の利子がつきます。

■自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭の親が指定対象講座を受講し修了した場合、費用の一部を支給します。

- 対象講座 雇用保険法の教育訓練給付の指定教育訓練講座等（介護福祉士実務者研修や医療事務等）
- 支給額 費用の60%に相当する額（上限20万円）。1万2,000円を超えない場合は支給されません。また、雇用保険法による教育訓練給付金の支給を受けることができる場合は、60%に相当する額との差額が支給されます。
- 申請 事前相談の上、講座の申込前に対象講座の指定申請をし、修了後30日以内に給付金の申請をしてください。